

- 大崎市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）は、本市公共施設等の全体を把握し、将来のまちの姿を見据え、戦略的・計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行い、最適な状態で保有・運営・維持するため、長期的（40年間）な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するもの。
- 今般、全計画期間のうち第1期が終期を迎えることから、本市を取り巻く社会的情勢を踏まえ第2期（第2期、個別施設計画含む）に向けた改訂を行うもの。

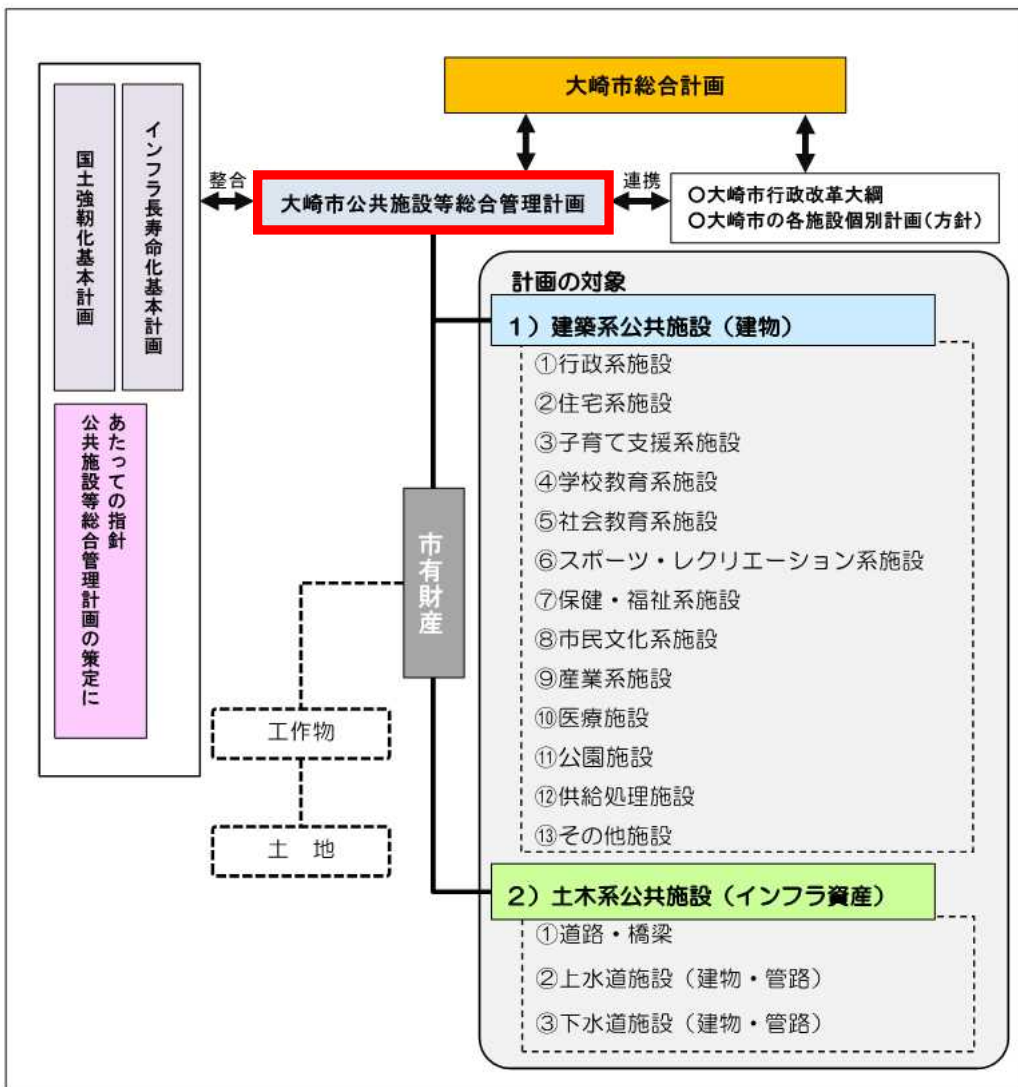
1 計画の概要

- (1) 期間 平成29年度から令和38年度（40年間）
- (2) 対象 建築系公共施設（建物）➡行政系施設、住宅系施設、子育て支援系施設 などの13分類
土木系公共施設（インフラ資産）➡道路・橋梁、上下水道施設 の3分類
- (3) 改訂 10年毎に見直し（令和9年度、令和19年度、令和29年度）
業務委託を活用し、令和8年度から9年度にかけて改訂作業を実施

2 改訂の視点

- (1) 根拠データの整理・精査：計画策定時から現在までの情報整理、利用実態の分析、施策上の必要性の判断、市民向け説明資料の整理と精査
- (2) 市民意見の反映：人口減少などの社会情勢の変化、施設の老朽化などを踏まえた公共施設のあり方・適正配置に関する市民理解の醸成と意見反映

3 計画の位置付けと主な対象施設の分類



大分類	小分類
1) 建築系公共施設(建物)	
①行政系施設	・庁舎, 支所関連施設 ・消防署, 消防分団, ポンプ場 ・その他(防災倉庫, 水防倉庫)
②住宅系施設	・市営住宅, 物置等
③子育て支援系施設	・保育所, 幼稚園 ・児童館, 児童センター等
④学校教育系施設	・小学校, 中学校 (体育館, プール, 更衣室等) ・給食センター
⑤社会教育系施設	・図書館, 博物館, 歴史資料館 ・その他(研修センター, 文化体育センター等)
⑥スポーツ・レクリエーション系施設	・体育館, 武道館, 野球場, サッカー場, スキー場 ・キャンプ場, パークゴルフ場, 浴場
⑦保健・福祉系施設	・福祉施設 (老人福祉センター, ティサービスセンター) ・保健センター
⑧市民文化系施設	・公民館, 集会所 ・市民会館 ・コミュニティセンター, 老人憩いの家
⑨産業系施設	・道の駅, 直売施設 ・加工センター, 牧場
⑩医療施設	・病院, 診療所
⑪公園施設	・公園(管理棟, 東屋, 便所等)
⑫供給処理施設	・最終処分場, じんかい処理場
⑬その他施設	・葬祭施設, 斎苑 ・公営駐車場, 自転車駐輪場 ・公衆便所
2) 土木系公共施設(インフラ資産)	
①道路・橋梁	・道路舗装部, 橋梁
②上水道施設	・浄水場, 配水池, ポンプ場等
③下水道施設	・排水処理場, 排水ポンプ場等

4 推進体制

改訂にあたっては、「行財政運営の改革に向けた取組」と「計画の改訂・進捗確認」について一体性・連動性を持たせ、計画の実行性を担保するため、「大崎市行政改革推進委員会」において、公共施設等総合管理計画に対する意見聴取や進捗確認を実施

